

地域包括ケアシステムの構築に向けて その7

～ 安心して暮らし続けるために必要な意思決定を支える取り組み（権利擁護事業）～

今回は、判断能力が低下した場合等に必要とされる「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の概要をお伝えします。

判断能力が不十分になった際に本人を支え生活や権利を守る取り組み

認知機能の低下などで判断能力が不十分になると、お金の管理や買い物、日々の生活に必要な契約などの行為を適切に判断することが難しくなったり、訪問販売などで消費者被害に遭いやすくなるなど、日常生活の維持が難しくなる場合があります。制度を活用することで、自分らしい生き方を実現することにつながります。

◆ 成年後見制度の活用

成年後見制度は、本人に代わって法的に権限が与えられた法定代理人（成年後見人等）が、本人の預貯金の管理や財産に関する法律行為などの「財産管理」、介護や福祉サービスの手続き等の「身上保護」を行いながら本人を保護し生活を支える制度です。

○ 制度の概要

成年後見制度

法定後見制度

家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任され、必要な支援を行います。

※ 家庭裁判所への申立手続きが必要
（類型により、同意・取消・代理権の範囲は異なります。）

任意後見制度

判断能力が不十分になり、家庭裁判所で任意後見人が選任されてから任意後見の仕事がはじまります。

※ 公証役場での契約手続きが必要
（公正証書の作成：任意後見契約・委任契約）



	法定後見制度			任意後見制度
類型	後見	保佐	補助	任意後見
対象者 (利用者本人)	常に判断能力を欠いている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人

○ 後見人等が行う主な支援内容

印鑑や預金通帳等の管理、施設入所や福祉サービスの契約・支払い、不動産の管理・処分、遺産相続の手続きをはじめ、悪質な訪問販売での購入の取消し等

裏面もご覧ください

◆ 日常生活自立支援事業の活用

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、判断能力が不十分な方が自立した日常生活を送れるよう、福祉サービスを利用するために必要な手続きなどを支援する「福祉サービスの利用援助」、医療費の支払いや公共料金、家賃等の支払い手続きなどの「金銭管理サービス」、預貯金の通帳などを預かる「書類等預かりサービス」をご本人と一緒に相談しながら支援する事業です。

○ 制度の概要

日常生活自立支援事業



●福祉サービスの利用援助（基本サービス）

福祉サービスを安心してご利用できるためのお手伝いをします。

●金銭管理サービス（オプション）

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

●書類等預かりサービス（オプション）

大切なハンコや証書などを安全な場所でお預かりします。

この事業の利用にはご本人の契約の意思や理解が確認できることが前提となります。

※ 上田市社会福祉協議会への申請・契約手続きが必要

地域包括支援センターでは上記の制度・事業の紹介を行っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

なお、詳しい内容説明や申立手続き等に関するご相談につきましては、下記窓口までお問い合わせください。

【上田市社会福祉協議会】

- | | | |
|-------------|----------------|--------------|
| ・成年後見制度 | 上小圏域成年後見支援センター | 0268-27-2091 |
| ・日常生活自立支援事業 | 生活支援係 | 0268-27-2025 |



上田市神川地域包括支援センター

〒386-0016

上田市国分 533-20

☎ 29-2266 ・ FAX 29-2260

時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

月曜日～金曜日（祝日は除く）

（時間外・休日は 24 時間電話にて対応いたします。）

上田市神川地域包括支援センターは 社会福祉法人上田市社会福祉協議会 が上田市から委託を受けて運営しております。